

平成 2 9 年 度

芦屋市公営企業会計決算審査意見書

芦 屋 市 監 査 委 員

芦 監 報 第 6 号  
平成 30 年 8 月 22 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎  
同 山 田 みち子

平成 29 年度芦屋市公営企業会計決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された平成 29 年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計）の決算及び決算附属書類を審査した結果、その意見を次のとおり提出する。

# 目 次

## 平成29年度芦屋市公営企業会計決算審査意見

I 審査の対象	7
II 審査の期間	7
III 審査の方法	7
IV 審査の結果	7

## 病院事業会計

1 業務実績	9
2 予算執行状況	11
3 経営成績	13
4 財政状態	16
5 経営指標	20
6 審査のまとめ	23
(決算審査資料)	25

## 水道事業会計

1 業務実績	33
2 予算執行状況	34
3 経営成績	36
4 財政状態	38
5 経営指標	42
6 審査のまとめ	46
(決算審査資料)	47

## 表記に関する注意事項

### 1 消費税及び地方消費税の表記について

(1) 文中及び表中の金額は、原則として消費税及び地方消費税を控除した額を用いた。

ただし、予算額と対比する決算額及び建設改良費の概要の数値は、消費税及び地方消費税を含んでいる（表欄外に税込みと表記）。

### 2 単位未満の端数処理等について

(1) 表中の金額は、円又は千円単位で表示し、千円単位で表示した金額は、単位未満を四捨五入した。

したがって、合計と内訳の計、増減額等が一致しない場合がある。

(2) 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

したがって、表中の金額と一致しない場合がある。

(3) 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位で表示したため合計と内訳の計が一致しない場合があるほか、構成比などは100%となるよう内訳で端数調整を行っている場合がある。

ただし、類似団体との比較を行う経営指標は引用元資料の単位に合わせた。

### 3 表中の符合等の用法について

(1) 金額に関する事項

「△」・・・負数

「－」・・・該当項目がないもの

「0」・・・零又は該当数値はあるが単位未満のもの

(2) 比率に関する事項

「△」・・・負数

「－」・・・該当項目がないもの、または算出不能（分母が0）なもの

「著増」・・・比率が1000%以上となるもの

「皆増」・・・前年度に数値がなく全額増加したもの

「皆減」・・・当年度に数値がなく全額減少したもの

### 4 その他

(1) 「収入割合」は、予算額に対する収入決算額の割合である。

(2) 「執行率」は、予算額に対する支出決算額の割合である。

(3) 文中の内訳等は、主なものを記載している。

(4) 損益に関する図の平成26年度以降の数値は新会計基準により算出したものであり、平成25年度以前の数値と単純に比較することはできない。

# 平成 29 年度芦屋市公営企業会計決算審査意見

## I 審査の対象

平成 29 年度芦屋市病院事業会計決算

平成 29 年度芦屋市水道事業会計決算

## II 審査の期間

平成 30 年 5 月 31 日から平成 30 年 8 月 8 日まで

## III 審査の方法

審査にあたっては、決算書及び決算附属書類が関係法令の諸規定に従って作成され、また、会計帳簿の計数と合致しているかを確認し、併せて、関係諸帳簿相互間並びに証拠書類を抽出照合して、これらの決算諸表が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検討した。

また、主として年度比較によって事業の推移を把握し、その経営内容を分析した。

## IV 審査の結果

提出された決算諸表の記載様式及び記載事項は、それぞれ関係法令に準拠して概ね適正に作成され、決算諸表は当該年度における経営成績及び年度末の財政状態を概ね適正に表示しているものと認めた。